

第10号議案

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

上記の議案を提出します。

令和6年（2024年）1月19日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき区長から意見を求められた別紙条例案について同意する。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表区長の項中「1,242,400円」を「1,254,600円」に改め、同表副区長の項中「997,300円」を「1,007,100円」に改め、同表教育長の項中「874,200円」を「882,800円」に改め、同表常勤の監査委員の項中「799,700円」を「802,100円」に改める。

第5条第2項中「100分の184」を「100分の189」に、「100分の161.5」を「100分の166.5」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。